

議案第59号

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例（平成17年東近江市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第5の38の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表38の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表50の2の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表50の3の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表53の項中「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「建築しようとする住宅」を「認定を受けようとする住宅」に、「増築又は改築」を「新築以外」に改め、同項備考を次のように改める。

備考

- 1 この項において新築以外とは、増築若しくは改築又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第3項に規定する維持保全（住宅の建築（同条第2項に規定する建築をいう。）を伴わないものに限る。）をいう。
- 2 この項において確認書等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいう。

別表第5の54の項中「第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項新築の欄中「第5条第6項第4号イ」を「第5条第8項第4号イ」に改め、同項増築又は改築の欄中「増築又は改築」を「新築以外」に、「第5条第6項第4号イ若しくはロ又は第5号イ若しくはロ」を「第5条第8項第4号イ若しくはロ、第5号イ若しくはロ又は第6号イ若しくはロ」に改め、同項備考を次のように改める。

備考

- 1 この項において新築以外とは、増築若しくは改築又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第3項に規定する維持保全（住宅の建築（同条第2項に規定する建築をいう。）を伴わないものに限る。）をいう。
- 2 この項における床面積は、当該長期優良住宅建築等計画又は当該長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。

別表第5の73の項中「第11条の4第1項」を「第11条の3第1項」に改め、同表75の項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「及び長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要が生じたため、本議案を提出するものである。